

江津市中小企業者等物価高騰対策信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰等により影響を受ける企業の融資負担を軽減し、経営基盤の安定に資することを目的として、市内の中小企業者等が県の制度融資等を利用する際に島根県信用保証協会に支払う信用保証料について、市が予算の範囲内において江津市中小企業者等物価高騰対策信用保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し江津市補助金等交付規則（平成2年江津市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、法人にあつては市内に主たる事業所を有する者、個人にあつては市内に住所を有し、かつ、市内において事業を行う者のうち、令和5年4月1日以降に次の各号に掲げるいずれかの融資を受けた者とする。ただし、市税を完納している者に限る。

- (1) 島根県中小企業制度融資による一般融資一般資金（運転資金・設備資金）
- (2) 島根県中小企業制度融資による一般融資一般資金（借換資金）
- (3) 島根県中小企業制度融資による一般融資小規模企業育成資金
- (4) 島根県中小企業制度融資による一般融資小規模企業特別資金
- (5) 島根県中小企業制度融資による経営改善長期借換資金
- (6) 島根県中小企業制度融資によるセーフティネット資金（一般・新型コロナウイルス感染症対応枠）
- (7) 島根県中小企業制度融資による収益力改善伴走支援型特別資金
- (8) 島根県中小企業制度融資による協調支援型経営課題対応特別資金
- (9) 島根県中小企業制度融資による経済変動等資金（原油関連物資高騰対応枠）
- (10) 島根県信用保証協会による小口保証制度かなえ
- (11) 島根県信用保証協会によるアドバンス3000
- (12) 島根県信用保証協会による商工団体提携保証「輪（りん）」

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、事業者が指定融資を受ける際に島根県信用保証協会に支払

った信用保証料の額とする。ただし、分割払の場合は、初回分の支払額のみとし、事業者が同一会計年度中に受けられる補助金の上限は、20万円までとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、江津市中小企業者等物価高騰対策信用保証料補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 島根県信用保証協会が発行した信用保証料受入証明書
- (2) 市税を滞納していないことの証明書(完納証明書)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、同一保証番号の融資において1回限りとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、江津市中小企業者等物価高騰対策信用保証料補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の確定及び交付)

第6条 補助金は、前条の市長の交付決定をもって、その確定とみなす。この場合において、規則第12条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出を省略し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者は、繰上げ償還等により支払った信用保証料が返戻された場合は、当該返戻に係る補助金相当額を市に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定

は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。